

平成25年度予算見積調書(9月補正予算)

課室名: 社会福祉課

担当名: 施設指導・福祉人材担当

内線: 3276

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B3	社会福祉施設等耐震化等整備事業費			一般会計	民生費	社会福祉費	社会福祉施設費	社会福祉施設等耐震化等特別対策事業費		
事業期間	平成25年度	根拠法令	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領			戦略項目	05	大規模災害への備え		
						分野施策	010501	危機管理・防災体制の強化		
<p>1 事業の概要</p> <p>社会福祉施設は、火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所している施設である。</p> <p>このうち、小規模グループホーム等では消防法施行令において、スプリンクラー整備が義務づけられていないため、同設備が設置されているところが少ない状況である。</p> <p>そこで、小規模グループホーム等に入所している方々の安全を確保するため、シラコバト長寿社会福祉基金(社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金)を活用し、スプリンクラー整備に係る経費の一部を補助するものである。</p> <p>(1) 社会福祉施設等耐震化等整備事業費 152,443千円</p>				<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 補助対象施設 49施設 延べ床面積275㎡未満の施設で障害者総合支援法に定める障害程度区分4以上の者が利用する障害者グループホーム及びケアホーム(以下「小規模グループホーム等」)。</p> <p>イ 整備内容 スプリンクラーの設置</p> <p>ウ 補助額 152,443千円 補助基準単価18,000円/㎡ × 延べ床面積 × 補助率3/4 = 補助金額</p> <p>(2) 事業計画 平成25年度中において緊急にスプリンクラー設置を行う小規模グループホーム等 49施設(障害者支援課所管)</p> <p>(3) 事業効果 消防法施行令において、スプリンクラー整備が義務化されていない小規模グループホーム等における火災に対し、入所者の安全を確保することができる。</p> <p>(4) その他 スプリンクラー未整備となる小規模グループホーム等に対しては、引き続き設置を促すとともに新たな財政支援等を検討する。</p>						
2 事業主体及び負担区分 (県3/4) 事業主体1/4										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 なし										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	補正後の 予算額
		繰入金	県債							
決定額	152,443	101,628	50,000					815	152,443	
現計額										